平成２３年（フ）第６３３号
東京都立川市幸町２丁目16番地の４都営幸町第五　１棟101号
債務者　穴沢　高志
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６６３号
東京都青梅市長淵１丁目51番地青梅荘２号棟102号室
債務者　岩谷　静香（旧姓大内・平塚）
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６６７号
東京都立川市富士見町２丁目12番８号恒和ビル立川301号
債務者　大野　律子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２８号
静岡県袋井市睦町16番地の４　大橋借家　東
債務者　近藤　一男
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２７３号
静岡県浜松市中区高丘北３丁目８番７号　セントラルハイツ３―103
債務者　川瀬　　茂
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第７５５９号
東京都豊島区要町１丁目29―14―102
債務者　坂本　義延
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７８００号
東京都練馬区上石神井１丁目30―11―101
債務者　落合　道正
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９２０号
神奈川県横浜市緑区西八朔町57―２
債務者　河内　洋子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９８号
東京都東大和市狭山４丁目1485番地の１明城コーポ202号
債務者　太田　興一
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７７９２号
東京都中野区沼袋４丁目12―14―201
債務者　清水　敏夫
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２号
静岡県御前崎市池新田4091番地　鈴木アパートＣ号
債務者　橋場　　武
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時30分
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第５９１号
東京都調布市布田５丁目４番地９
債務者　篠崎　　茂
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２９号
沖縄県中頭郡北中城村字比嘉610番地１　金城アパート201
債務者　花城　直美（旧姓宮城）
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第７６３９号
東京都足立区中川５丁目10―８
債務者　田口芙美江
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午後４時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６４０号
東京都足立区中川５丁目10―８
債務者　田口　貴法
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午後４時30分
東京地方裁判所民事第20部